

要望事項 (優先順位 1)

市道並びに私道を含めた公道の全面舗装修復

要 旨

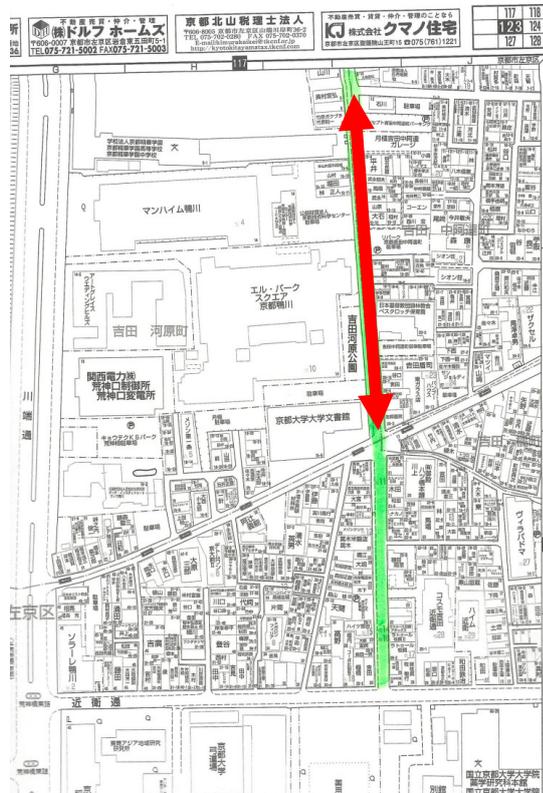
公道がいたるところでくぼみや亀裂が入った状態の道路となっています。しかも排水工事等後長らく全面修復されることなく放置されている道路があります。

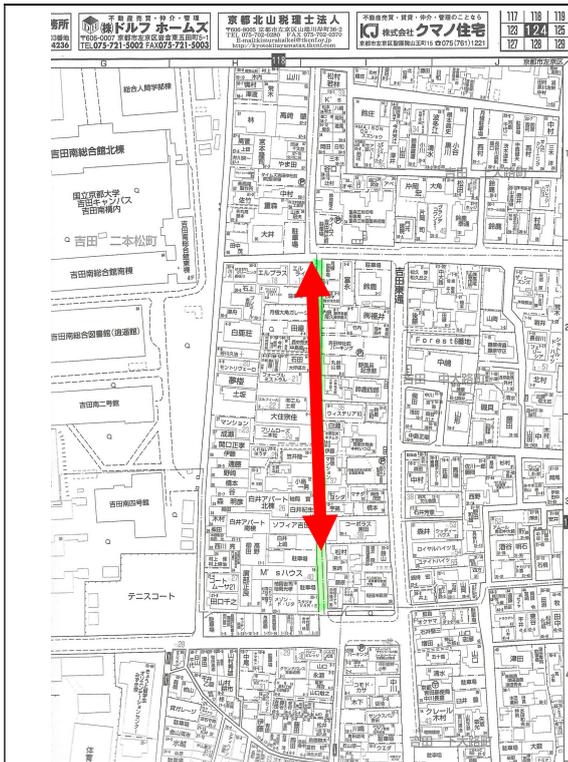
私道は生活道路としてもありますが、公道利用が普通で、日常的には市道、私道の区別のないものです。

吉田地域においてはここ数年でかなりの補修整備が進みましたが、高齢者の手押し車・車いすでの通行に支障をきたす道路が残されており、通行中バランスを崩し転倒するなどして人身事故等、重大事故発生の原因にもなりかねません。

野川通りは1965(昭和40)年前後に事業者の一部工事以外整備を見ることなく今日に至っているとのこと。地割れが多く、くぼみも生じており、通学路・通園路としてあることや、高齢化が進む地域の生活道路としてあることを考えると早急な改修を要望します。

道路箇所図、該当箇所写真を添えます。





回答 (建設局)

現地を確認したところ、市道については、舗装の老朽化が見られるため、補修に係る予算の確保に努めてまいります。

また、引き続き、定期的な道路パトロール等により舗装の損傷状況を確認するとともに、必要に応じて部分補修を行う等、安全に御利用いただけるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

私道については、本市で管理する認定道路ではないため、補修することはできませんが、私道の舗装新設や補修工事を実施する際の工事費の助成制度として、「私道整備助成制度」を設けております。詳細な内容につきましては、お手数をおかけしますが、左京土木事務所（電話 791-9134）まで御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。